

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)(平成27年※月※※日雇児発※※※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定(認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可)
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<p>① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)</p> <p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p> </div>
既修了科目の 取扱い	<p>受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。</p>
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

事 項	主 な 内 容
-----	---------

実施手続

<p>受講の申込み及び受講資格の確認</p>	<p>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
<p>受講者本人の確認</p>	<p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
<p>受講場所</p>	<p>原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。</p>
<p>修了の認定・修了証の交付</p>	<p>都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」「賞状形式及び携帯用形式」を都道府県知事名で交付(委託は不可)。</p>

認定等事務

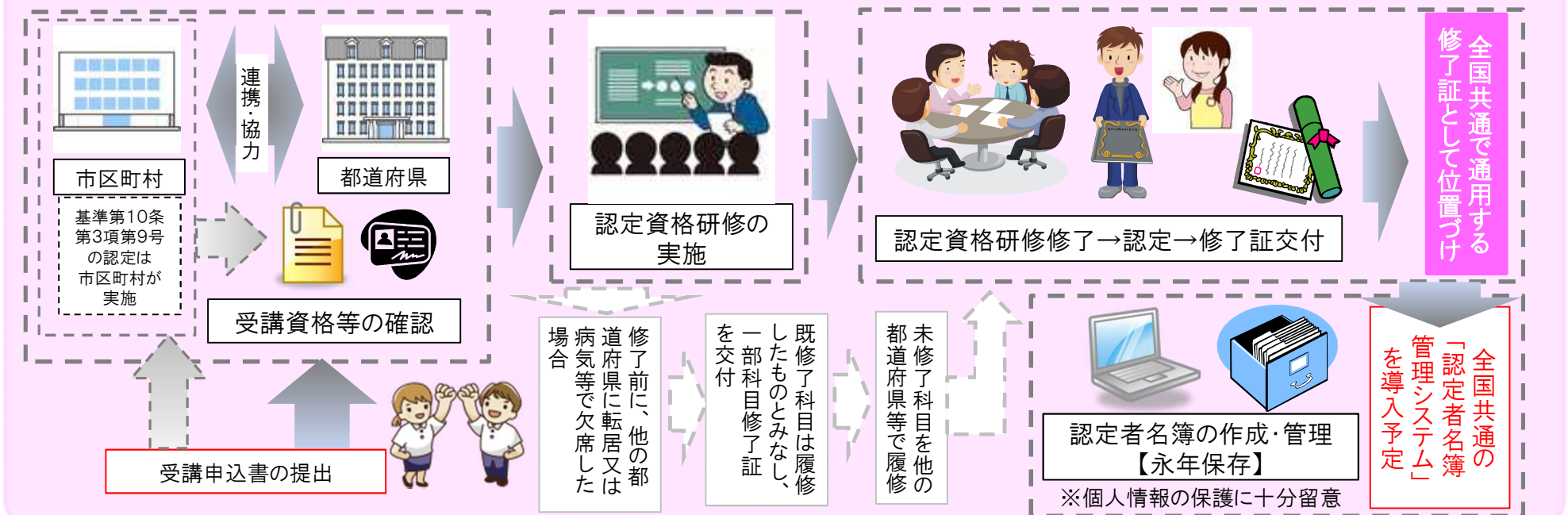
<p>認定者名簿の作成</p>	<p>都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。</p>
<p>認定者名簿の管理</p>	<p>都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。</p>
<p>修了証の再交付等</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。</p>
<p>認定の取消</p>	<p>都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項	主な内容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。
費用	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」として都道府県にお示しする予定としている。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分＝1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

放課後児童支援員の都道府県認定資格研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数(単位：日)			【参考】年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)	都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位：人)	年間研修開催回数 (単位：回)	年間研修開催日数(単位：日)			【参考】年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位：回)
			1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合					1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合	
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	1,380	3	12	18	24	3
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	1,434	3	12	18	24	3
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	4,753	10	40	60	80	5
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	3,792	8	32	48	64	4
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	3	12	18	24	2
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	2	8	12	16	2
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	2	8	12	16	2
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	3	12	18	24	3
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	5	20	30	40	3
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	32	2
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	24	3
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	16	2
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	24	2
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	32	3
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数(H26.5.1現在)には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

認定者名簿管理システム（案）の概要

目的:

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の修了証等の作成及び認定者名簿の作成、管理等を行う。

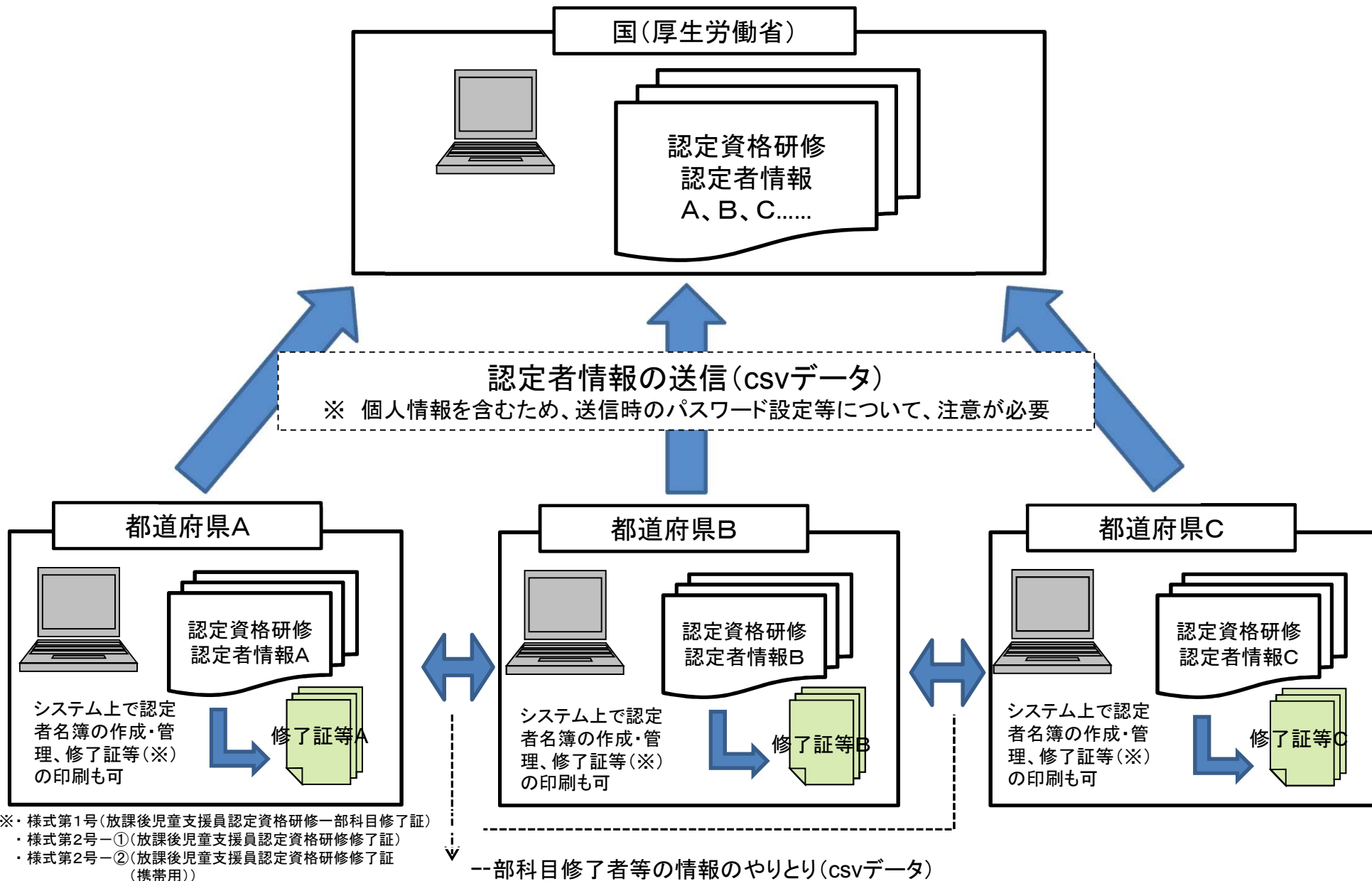
システムの仕様:

Microsoft Access ACCDE Database 2007 (.accde)

機能:

- 1 都道府県認定資格研修を修了したと認められる者の情報(氏名、生年月日、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号-①)
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号-②)の作成を行う。
- 2 都道府県認定資格研修の認定者情報(氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、認定者名簿の作成、管理を行う。
- 3 認定者情報を、CSVデータ化することにより、厚生労働省及び他の都道府県への送付を可能とする。
※ 厚生労働省への認定者情報の報告及び都道府県間の一部科目修了者の情報提供を行う。

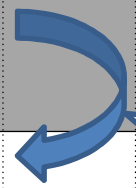
都道府県認定資格研修・認定者名簿管理システム（案）



都道府県認定資格研修・認定者名簿イメージ① (案)

No	都道府県	氏名	生年月日	現住所			連絡先			修了年月日	修了証番号
				郵便番号	住所	電話番号	郵便番号	住所	電話番号		
1	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXX
2	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXX
3	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX				XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX	XX.XX.XX	XXXXXX
4	〇〇県	〇〇〇〇	XX.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県〇〇市……	XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXX
4-2	〇〇県	△△〇〇	X.XX.XX	XXX-XXXX	〇〇県△△市……	XXX-XXXX				XX.XX.XX	XXXXXX
.											
.											
.											

名簿に記載された内容(氏名、現住所、または連絡先)に変更があった場合
 ⇒P3変更事由に「1」を入力すると「4-2」の行が生成される。(同時に4は網掛けになる)



都道府県認定資格研修・認定者名簿イメージ②（案）

一部科目終了状況 ※終了年月日入力																変更事由		取消事由			備考	CSV出力
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	有無	年月日	有無	年月日	内容		

「変更事由」「取消事由」があれば、有無欄に「1」を記入
※取消欄に「1」が入れば網掛け

※科目名

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の

遵守

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守職場倫理

合計 24時間(16科目)

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-①】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的意義について理解しているする。 ○放課後児童健全育成事業の目的・役割について理解しているする。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)(案)の content に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義 ○放課後児童健全育成事業の目的及び・役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針(案)の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針(案)の役割 ・放課後児童クラブ運営指針(案)の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の認定の仕組みの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-②】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解しているする。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令の遵守の基本について理解しているする。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいるぶ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任における権利擁護・法令の遵守の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○利用者の人権に配慮し人格を尊重して事業運営を行うことの必要性 ○放課後児童クラブにおける子ども利用者への虐待等の禁止と予防 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目1-③】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を子ども家庭福祉施策と連携・協力して事業運営を進めることの必要性について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児(者)福祉施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止対応等の施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、保育所、幼稚園、要保護児童対策地域協議会、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目2-④】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○子どもの育成支援におけるのために子どもの発達の特徴や発達過程を理解していることの大切さを学ぶ。 ○子どもの発達理解のための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を学ぶことの意義 ○子どもの発達理解についての基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と社会性の発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○子どもの発達理解のための継続的な自己学習の必要性教材と学習方法 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-⑤】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
ねらい	<p>○発達から見た児童期の一般的な特性を学んでいる。</p> <p>○児童期の発達過程と発達領域生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を学んでいる。</p> <p>○児童期の発達理解のための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。</p>
主な内容	<p>○子どもの発達と面から見た児童期の一般的特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達から見た児童期の位置(幼児期、思春期・青年期との関わり等) ・児童期の発達の特徴 <p>○児童期の発達過程と発達領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○おおむね6歳～8歳頃の生活と発達の特徴 ・○おおむね9歳～10歳頃の生活と発達の特徴 ・○おおむね11歳～12歳頃の生活と発達の特徴 <p>○児童期の発達理解のための継続的な自己学習の必要性の教材と学習方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目2-⑥】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
ねらい	<p>○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもの保護者と連携を理解するために必要なことの基礎を学んでいる。</p> <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な自己学習の必要性を理解している教材と学習方法を学ぶ。</p>
ポイント	<p>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法(障害者の権利に関する条約などを含む)、発達障害者支援法(発達障害に関する最近の研究動向などを含む)等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</p>
主要内容	<p>○障害とは何か—障害についての現在の考え</p> <p>○子どもの障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念 ・障害のある子どもの発達の特徴 <p>○発達障害についての基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義と障害特性 ・発達障害理解の基礎 <p>○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること <p>○障害のある子どもと保護者を理解するための自己学習の教材と学習方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目2-⑦】

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解する。 ○児童児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○養育困難な家庭など特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況 ○児童児童虐待の内容・現状と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 ○特に配慮を必要とする子どもの理解 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 ○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解 <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・○特に配慮を必要とする子どもに関するを支援するための学校と放課後児童クラブの連携についての理解 ○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭に対する相談支援の実際
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など</p>

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑧】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を概要について理解しているする。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解しているする。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解しているに必要な技術を学ぶ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の基本通う子どもの理解 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○子どもにとっての放課後の生活と遊び ○放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 ○子どもの育成支援における記録及び職場内での事例検討必要な技術 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性 ○子どもの育成支援を行う際に留意すること
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-⑨】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
ねらい	<p>○子どもの生活における遊びの大切さについて理解しているする。</p> <p>○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの自主性、創造性を大切さを理解しているにする遊びへの関わり方を学ぶ。</p> <p>○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している学ぶ。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<p>○子どもの遊びと発達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり <p>○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 <p>○放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることへの大切さ <p>○子どもの遊びと放課後児童支援員夫人の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりへの必要性 ・遊びの中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことへの必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目3-⑩】

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解しているする。 ○障害のある子どもの保護者との連携や保護者支援のあり方について理解しているする。 ○専門機関等との連携のあり方について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・○障害のある子どもの受け入れの考え方に当たっての留意点 ・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること ○子どもの障害と発達に応じた育成支援 ○障害のある子どもの保護者との連携・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○発達障害者支援センター、保育所等訪問支援事業などの専門機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つこと大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目4-⑪】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける保護者との連携関わりのあり方について理解しているする。 ○保護者組織会等との連携・協力のあり方について理解しているする。 ○保護者からの相談への対応、支援のあり方を学んでいるぶ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの機能・役割を踏まえた保護者との連携関わりのあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること ○放課後児童クラブでの子どもの様子を家庭に伝え日常的に情報交換を行うことの必要性 ○保護者や保護者組織会等との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの悩みや不安についての相談への対応と支援のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目4-⑫】

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
ねらい	<p>○学校との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。</p> <p>○保育所、-幼稚園等との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。</p> <p>○地域との連携の必要性とそのあり方方法について理解しているする。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針(案)第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。</p>
主要内容	<p>1. 学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有連携を日常的、定期的に行うの際に考慮すること <p>2. 保育所、-幼稚園等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、-幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、-幼稚園等と情報交換や情報共有を行うの連携の際に考慮すること <p>3. 地域住民や関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長、-発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 ○放課後等の子どもの安全を地域全体の協力で維持する取組 -○地域の医療・保健・福祉等の関係機関との連携 <p>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理及び・情緒の安定を確保することの必要性和そのあり方を取り組むべき事項について理解している。 ○子どもの健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項について理解している。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)のに基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理及び・情緒の安定を図る役割 <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○子どもの健康管理に関する状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡や学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつの提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子ども等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時対応の知識(アナフィラキシー、誤飲事故等など)対応の知識
講師要件	<p>ア 養護教諭</p> <p>イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>ウ 医師</p> <p>エ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目5-⑭】

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
ねらい	<p>○放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策及び緊急時対応のあり方基本について理解しているする。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解しているする。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解しているする。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。</p>
主要内容	<p>○放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○放課後児童クラブで取り組む安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、防災・防火・防犯対策、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○感染症発生時の対応</p> <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項を行う際に遵守すべき法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など</p>

各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目6-⑮】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質及び技能について理解しているする。 ○放課後児童支援員クラブの育成支援以外のを支える職務の内容について理解しているする。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解しているする。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章、第4章の5及び第7章の3の基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑯」の科目内容を活用することが望ましい。
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員クラブの仕事内容と放課後児童支援員に求められる資質・技能 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・育成支援を支える職務の内容 ○子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容 ○放課後児童クラブにおける育成支援の記録の必要性 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と放課後児童支援員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理事業内容の向上への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目6-⑯】

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守職場倫理
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解しているする。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解しているする。 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理の必要性について理解する。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針(案)第4章、第7章の1及び2の基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守 ○職場責任者の役割 ○要望・苦情への取組 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 ○運営内容の評価と公表
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 など</p>